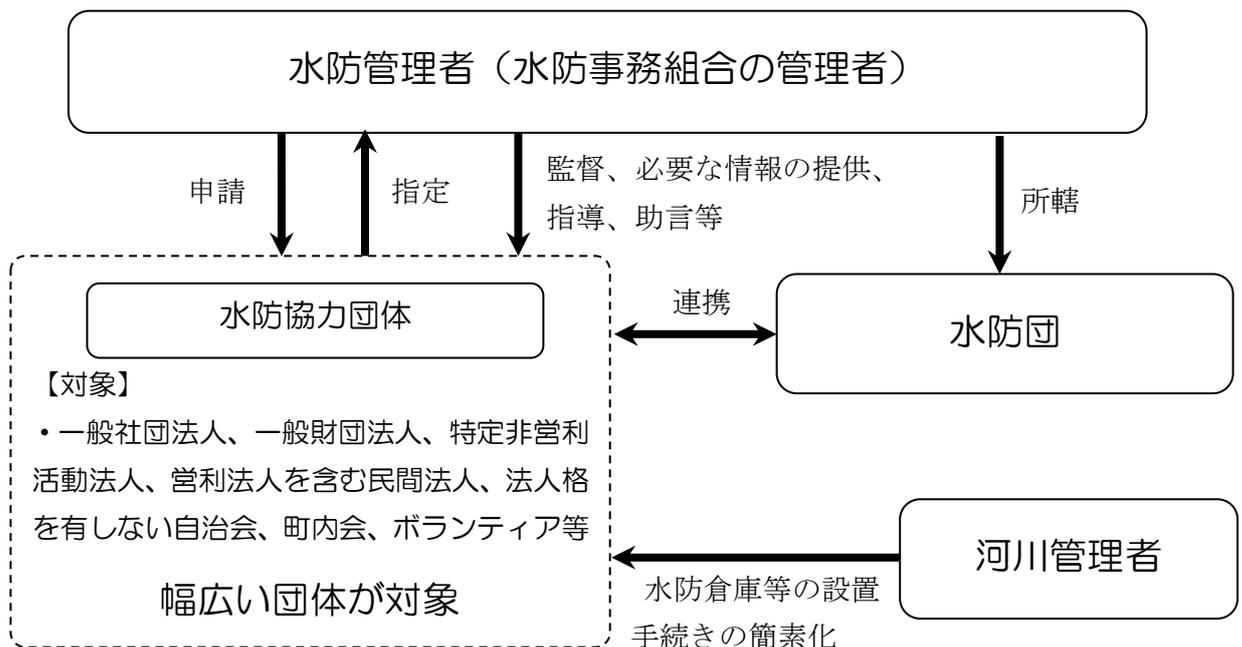


水防協力団体を募集しています

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、淀川左岸水防事務組合の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度のことです。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました



【対象となる業務】

次の中から協力依頼が可能な業務について協議により決定します。

- I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
- III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

※ 前各号に掲げる業務に付帯する業務

連絡・問い合わせ先

淀川右岸水防事務組合

〒532-0025 大阪市淀川区新北野1丁目11番11号

TEL 06-6302-8721